

安全管理規程

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成	平成18年12月15日
改訂	平成23年 6月 1日
改訂	平成25年 4月 1日
改訂	平成26年 7月11日
改訂	平成27年10月 1日
改訂	平成28年10月 1日
改訂	平成29年 4月 3日
改訂	平成30年 4月 1日
改訂	平成31年 4月 1日
改訂	令和 2年 4月 1日
改訂	令和 2年 9月 2日
改訂	令和 2年10月 1日
改訂	令和 4年12月 9日
改訂	令和 5年 1月12日
改訂	令和 5年 1月25日
改訂	令和 5年 5月23日
改訂	令和 5年 8月28日
改訂	令和 6年 2月26日
改訂	令和 6年 6月26日
改訂	令和 6年 7月29日
改訂	令和 7年 4月 1日
改訂	令和 7年 8月 1日
改訂	令和 7年 8月 7日
最終改訂	令和 8年 7月 1日

目 次

第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	経営トップの責務・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3章	安全管理の組織・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名・・・・・・・・	3
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制・・・・・・・・	4
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限・・・・・・・・	4
第7章	安全管理規程の変更・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画・・・・・・・・	6
第9章	運航の可否判断・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達・・・・・・・・	7
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保・・・・・・・・	8
第12章	輸送施設の点検整備・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第13章	海難その他の事故の処理・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等・・・・・・・・	11
第15章	雑 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
(8)	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(9)	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
(10)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(11)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
(18)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(19)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。

(20)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(21)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(22)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(23)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。）ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(24)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(25)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(26)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(27)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(28)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(29)	車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(30)	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪のもの以外のもの

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

（経営トップの責務）

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。
(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 本 社 安全統括管理者 1 人

運航管理者 1 人

副運航管理者 1 人

運航管理補助者 若干人

(2) 宇品、元宇品、宮島、呉、切串、小用、高田、中町及び三高の各港営業所に

運航管理補助者 各1人

2 本社及び各営業所の管理する区域は、次のとおりとする。

(1) 本 社 一般旅客定期航路事業の広島～宮島、宇品～小用、小用～呉中央、宇品～高田・中町及び宇品～三高航路全域並びに旅客不定期航路事業の各航路

(2) 各営業所 営業所の所在する港内

3 「広島～三原航路」、「広島～中田航路」、「広島～竹原航路」、「尾道～広島航路」、「広島～尾道航路」及び「元宇品～元宇品航路」以外の運航管理の組織は、(別図1)のとおりとする。

4 「広島～三原航路」の運航管理の組織は、(別図2)のとおりとする。

5 「広島～中田航路」の運航管理の組織は、(別図3)のとおりとする。

6 「広島～竹原航路」の運航管理の組織は、(別図4)のとおりとする。

7 「尾道～広島航路」の運航管理の組織は、(別図5)のとおりとする。

8 「広島～尾道航路」の運航管理の組織は、(別図6)のとおりとする。

9 「元宇品～元宇品航路」の運航管理の組織は、(別図7)のとおりとする。

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の4の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の4の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき

(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

(3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。

3 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。

4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができると認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、本社の運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理補助者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができると認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を自社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、自己の勤務する本社又は営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理者代行の職務)

第20条 運航管理者代行は、運航管理員の中から運航管理者が指名するものとし、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第21条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係部門の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第22条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、配船担当者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、配船担当者が決定する。

- 2 配船担当者は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

第23条 配乗計画を作成又は改定する場合は、配乗担当者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、配乗担当者が決定する。

- 2 配乗担当者は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第24条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、配船担当者が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て配船担当者が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、配乗担当者が同様の措置を講じたのち、配乗担当者が決定する。

- 2 配船担当者及び配乗担当者は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第25条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 30 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 26 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 27 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡があった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 28 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 29 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 31 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、(1) 及び (2) については運航管理補助者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 浮流物等の航路障害物及び鯨類の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶等より発せられる運航に関する情報等
- (4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 32 条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 33 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 34 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 35 条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第 36 条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車
 - (2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る。）
 - (3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）
- 2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く。）を車両区域に立入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

(船内巡視)

第 37 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 38 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 39 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間は、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上である間は、当直を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 40 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 41 条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備、掲示板等）

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む。）するものとする。

（1）異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置

（2）乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに工務担当に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

（陸上施設の点検整備）

第 42 条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日 1 回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

（1）係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）

（2）乗降用施設（可道橋、タラップ等）

（3）転落防止施設（遮断鎖、遮断機等）

（4）駐車場施設

（5）船客待合所（消火設備、掲示板等）

2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに工務担当に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第 43 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

（1）人命の安全の確保を最優先とすること。

（2）事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。

（3）事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。

（4）船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

（5）陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

（船長のとるべき措置）

第 44 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとるべき措置）

第 45 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

2 前項の措置は、47 条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

（経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置）

第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、

事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第47条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きい場合、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第50条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、関係部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第54条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 55 条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第 56 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 57 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。
- 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 15 日より実施する。

運 航 基 準

(定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成	平成13年	6月	1日
改訂	平成23年	6月	1日
改訂	平成26年	11月25日	
改訂	平成27年	10月	1日
改訂	平成28年	10月	1日
改訂	平成29年	12月25日	
改訂	令和 元年	7月11日	
改訂	令和 2年	9月	2日
改訂	令和 4年	10月	1日
改訂	令和 5年	3月20日	
改訂	令和 5年	5月10日	
改訂	令和 5年	5月23日	
改訂	令和 5年	8月28日	
最終改訂	令和 7年	1月27日	

目 次

第1章	目的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	3

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宇品～三高航路、宇品～高田・中町航路、広島～宮島航路、宇品～小用航路及び小用～呉中央航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

(フェリー・旅客船)

港 名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
宇品・切串・小用・呉・三高各港	18m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下

(高速船)

港 名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
宇品・元宇品・宮島・切串・小用・呉・高田・中町各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	20m/s 以上	波 高	2.0m 以上
-----	----------	-----	---------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

(フェリー)

発航港 \ 海域及び視程	発航港に近接した海域	視 程
小用・呉・三高各港	発航港より各便の次の港に至る海域	500m 以下

(高速船・旅客船)

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視 程
宇品・宮島・元宇品・ 切串・小用・呉・高 田・中町各港	発航港より各便の次の港に至 る海域	800m 以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪
15 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1.5 m/s 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風 速 20 m/s 以上	波 高 2.0 m 以上
---------------	--------------

4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 800 m 以下

5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海 域	視 程
全 海 域	5 0 0 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の視程に関する情報を確認し、視程が500m以下になっていると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

- 2 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準)

第8条 速力基準は、別表のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び運航基準図に記載の海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船長は、次の各号の特定航法を遵守しなければならない。

(1) 各港内及び狭水路においては、適宜減速して航行すること。

(2) 小用港から呉港へ向かう場合、小麗女島を通過するときはできるだけこれを離して右側航行すること。

(3) 呉港から小用港へ向かう場合、宝町埠頭沖合から小麗女島付近に至るまではできるだけ右側に寄って航行すること。

(4) 広島港などの防波堤入口を入港する場合、出航船があるときは「出航船優先の原則」を守ること。

(5) 他船と行き会う場合に衝突のおそれがあるときは、原則として右へ転舵して避航すること。

(6) 左右への転舵、機関の後進、他船の行動への疑問などの場合には、必ず汽笛の吹鳴等により明確に意思表示を行うこと。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

2 船長は、気象・海象の悪化により錨泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適

当と判断される場所を選定することは差し支えない。

- 3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し、避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸前、岸橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書」及び「航海日誌」に記録するものとする。

運航基準

(不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 平成18年 6月 1日

改訂 平成23年 6月 1日

改訂 平成26年11月25日

改訂 令和 2年 9月 2日

改訂 令和 5年 3月20日

改訂 令和 5年 5月10日

最終改訂 令和 5年 8月28日

目 次

第1章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	1
第3章	船舶の航行・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、不定期航路事業の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象		
	風 速	波 高	視 程
広島港、宮島港 及びその他の利用 港	別表1以上	別表1以上	別表1以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	別表1以上	波 高	別表1以上
-----	-------	-----	-------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	
	発航港に近接した海域	視 程
広島港、宮島港 及びその他の利用港	この航路の全区間	別表1以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
別表1以上 (船首尾方向の風を除く)	別表1以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速	別表 1 以上	波 高	別表 1 以上
-----	---------	-----	---------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	別 表 1 以 下
-----	-----------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

海 域	視 程
こ の 航 路 の 全 区 間	別 表 1 以 下

（入港の可否判断）

- 第 4 条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気 象 ・ 海 象		
	風 速	波 高	視 程
広島港、宮島港 及びその他の利用港	別表 1 以上	別表 1 以上	別表 1 以上

（運航の可否判断等の記録）

- 第 4 条の 2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船 舶 の 航 行

（航海当直配置等）

- 第 5 条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- （1）出入港配置
- （2）狭視界出入港配置

- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 航行経路が定期航路の経路と同一の場合は、定期航路の基準経路を準用する。

2 その他の主要な航行経路については、添付の航行海域図（1／2）（2／2）を参考にし、運航管理者が船長と協議して定めるものとする。

(速力基準表等)

第8条 速力基準は、別表2のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板上にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 原則として、港内、幅500メートル以下の狭い水道及び主要通航路との交差点とし、主要なものについては別紙1（船長指揮海域－第9条関連）に示す。

(2) (1) 以外の場合、運航管理者が船長と協議して定めるものとする。

(特定航法)

第10条 特定航法の主要なものは、別紙2のとおりとし、その他については、運航管理者が船長と協議して定めるものとする。

2 釣島水道、音戸瀬戸及び直島水道の航法については、別紙3の第六管区海上保

安本部の航行安全指導を遵守するものとする。

- 3 大島瀬戸の通航にあたっては、別紙4の昭和50年4月4日海上保安庁告示第59号の径路指定を遵守するものとする。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

- 3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

- 5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着栈前、栈橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

別表 1 (運航中止等の条件)

区 分		風 速	
		古鷹、シーフレンド 入船	和加、瀬戸、おやし お、はやしお、ロイヤル 千鳥、SEA SPICA、瀬 戸ブルー
発航 入港 の 中止	第 2 条第 1 項、第 4 条 (発・入港地港内)	1.5 m/s	1.5 m/s
	第 2 条第 3 項 (航行中見込み)	1.8 m/s	1.8 m/s
基準 航行 の 中止等	第 3 条第 2 項 (基準航行の中止)	1.5 m/s	1.5 m/s
	第 3 条第 3 項 (航行継続の中止)	1.8 m/s	1.8 m/s

区 分		波 高	
		古鷹、シーフレンド 入船	和加、瀬戸、おやし お、はやしお、ロイヤル 千鳥、SEA SPICA、瀬 戸ブルー
発航 入港 の 中止	第 2 条第 1 項、第 4 条 (発・入港地港内)	1.2m	1.2m
	第 2 条第 3 項 (航行中見込み)	2.0m	2.0m
基準 航行 の 中止等	第 3 条第 2 項 (基準航行の中止)	1.5m	1.5m
	第 3 条第 3 項 (航行継続の中止)	2.0m	2.0m

区 分		視 程	
		古鷹、シーフレンド 入船	和加、瀬戸、おやし お、はやしお、ロイヤル 千鳥、SEA SPICA、瀬 戸ブルー
発航 入港 の 中止	第 2 条第 1 項、第 4 条 (発・入港地港内)	500m	800m
	第 2 条第 4 項 (航行中見込み)	500m	800m
基準 航行 の 中止等	第 3 条第 4 項 (基準航行の中止)	1000m	1500m
	第 3 条第 5 項 (航行継続の中止)	500m	800m

別紙 1 (船長指揮海域－第 9 条関連)

海 域	区 間
広島港及びその他の利用港	港内区域
絵ノ島～厳島港	絵ノ島南東方～同西方～厳島港
奈佐美瀬戸	大奈佐美島南東方～俎礁東方
大黒神島東方	見付石灯浮標～沖野島
呉港・音戸瀬戸	小麗女島北西方～観音埼南方
猫瀬戸	下猫埼南方～柏島南方
三之瀬瀬戸	犬尻鼻南方～上黒島北東方
下蒲刈島南方	尾ノ鼻南方～平岩南東方
柳ノ瀬戸、唐島瀬戸	唐船島南方～鮎埼南東方
大三島北西方	石塔鼻北方～鳥取岬北方
瀬戸田水道	瀬戸田水道北口灯浮標～同南口灯浮標
明石瀬戸	初埼北方～福島西方
御手洗瀬戸	初埼北方～観音埼南西方
鼻栗瀬戸	カヤトマリ鼻北方～井ノ口東方
船折瀬戸	鶏小島灯台南方～舟折岩灯標東方
来島海峡	航路の区間及びその両端から 0.5 海里以内
芋子瀬戸～高浜瀬戸	野忽那島北端西方～松山港
大島瀬戸	第 4 号灯浮標～第 3 号灯浮標

別紙 2（特定航法）

- ◎ 各港内及び狭水路は、適宜減速して航行しなくてはならない。
- ◎ 釣島水道、音戸瀬戸及び直島水道の航法については、第六管区海上保安本部の航行安全指導（別紙 3）を遵守のこと。
- ◎ 定期便と行き会う場合は、定期便を優先させるものとする。

1、呉港

- (1) 広島方面より呉港に入港しようとするときは、小麗女島を通過の際はできるかぎりこれを離して右側航行する。
- (2) 音戸瀬戸より呉港に入港しようとするときは、日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区跡地沖から着岸岸壁までは出入港船に注意して航行する。
- (3) 呉港より音戸瀬戸へ向かう場合は、ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所の大型係留船の船首をなるべく離して航行し、日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区跡地沖に至るまで岸壁よりの出入港船舶に注意して航行する。
- (4) 呉港より広島に向かう場合は、宝町埠頭を右に見て小麗女島に並航するまで右側に沿って航行する。
- (5) 呉海上保安部防波堤先端とジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所第 2 ドック敷地北端とを結ぶ線と岸壁間は、減速航行する。

2、音戸瀬戸

(1) 全般

- ◎ 音戸瀬戸では第六管区海上保安本部の航行安全指導を遵守すること。
- ◎ 音戸瀬戸では海上衝突予防法第 9 条を遵守し、南口、北口の両灯浮標を左に見て航行すること。また、南口付近では、湾曲信号を励行すること。
- ◎ 三軒屋の鼻北端と警固屋漁港防波堤突端とを結ぶ線より音戸瀬戸南口灯浮標までの間は、減速航行とする。そのうち、音戸渡し場栈橋跡地並航より音戸大橋に至る間は、特に航走波に留意すること。松山方面より呉・広島方面に向かう上り便にあつては、音戸瀬戸南口灯浮標に至るまでに減速すること。
- ◎ 上り便、下り便いずれの場合であっても、音戸大橋付近の最狭部では、反航船と航過し、また、同航船と並航し又は追い越してはならない。

(2) フェリーの航法

- ◎ 上り下り便ともに、音戸瀬戸南口及び北口の両灯浮標より減速し、5 m 維持水深区間では、速力を半速以下とすること。
- ◎ 警固屋側渡し場栈橋跡地と音戸大橋との間は、最低速とすること。

(3) 高速船の航法

(イ) 下り便

- ◎ 音戸瀬戸北口灯浮標より徐々に減速し、三軒屋の鼻までに 10 ノット以下とすること。
- ◎ 警固屋側渡し場栈橋跡地より音戸大橋までは、8 ノット以下とすること。
- ◎ 鼻崎並航後徐々に増速し、音戸瀬戸南口灯浮標を回頭後航海速力とすること。

(ロ) 上り便

- ◎ 鼻崎石灯ろうと音戸大橋西側橋脚とを見通す線より徐々に減速し、5 m維持水深区間は、10 ノット以下とすること。
- ◎ 音戸大橋より警固屋側渡し場棧橋跡地までは、8 ノット以下とすること。
- ◎ 三軒屋の鼻航過より徐々に増速し、音戸瀬戸北口灯浮標より航海速力とする。

3、松山高浜港

- (1) フェリーは、九十九島の東側を通航すること。
- (2) 高速船は、九十九島の西側を通航すること。

4、鼻栗瀬戸

鼻栗瀬戸の最狭部において、他の船舶と行き会うと判断される場合は、逆潮船は、双方が安全な海域で行き会えるよう減速又は機関停止等の適切な措置を講じ、順潮船を優先させる。また、漁船に注意するとともに、狭あい部においては、航走波による被害について十分留意して航行すること。

5、瀬戸田水道

- (1) 減速（6 ノット以下）して航行すること。
- (2) 右側を航行すること。
- (3) 並列して航行しないこと。
- (4) 他の船舶を追い越さないこと。

(別表 2)

船舶速力基準一覧表

船 名	速 力 区 分	速 力	機 関 回 転 数
入 船 古 鷹	微 速 半 速 航海速力 最高速力	9. 7 ノット 11. 6 12. 3 13. 5	535 rpm 675 730 850
シーフレンド	微 速 半 速 航海速力 最高速力	8. 0 ノット 10. 3 12. 3 13. 2	400 rpm 557 650 700
瀬 戸 和 加	微 速 半 速 航海速力 最高速力	6. 0 ノット 12. 0 23. 0 32. 0	700 rpm 1300 1800 2600
はやしお おやしお	微 速 半 速 航海速力 最高速力	6. 0 ノット 12. 0 23. 0 32. 0	800 rpm 1200 1800 2170
ロイヤル千鳥	微 速 半 速 航海速力 最高速力	9. 0 ノット 17. 0 26. 0 29. 4	680 rpm 1200 1640 1850
SEA SPICA	微 速 半 速 航海速力 最高速力	13. 53 ノット 17. 30 21. 03 24. 22	1184 rpm 1492 1708 1880
瀬戸ブルー	微 速 半 速 航海速力 最高速力	14. 76 ノット 19. 29 23. 45 26. 45	1184 rpm 1492 1708 1880

運航基準

元宇品～元宇品航路
(旅客不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 令和 7 年 8 月 1 日

目 次

第 1 章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	1
第 3 章	船舶の航行・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、元宇品—元宇品航路の高速船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
広島、元宇品、宮島各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、次の予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ入港時までにはその回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが確認され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

視 程
800m 以下

5 船長は、前4項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
1500m 以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

視 程
800m 以下

（入港の可否判断）

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に定める条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

（運航の可否判断等の記録）

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船 舶 の 航 行

（航海当直配置等）

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- （1）出入港配置
- （2）通常航海当直配置
- （3）狭視界航海当直配置
- （4）荒天航海当直配置
- （5）狭水道航行配置

（運航基準図等）

- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

2 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準表等）

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力	機関回転数
SEA SPICA	微 速	1 3 . 5 3 ノット	1 , 1 8 4 rpm
	半 速	1 7 . 3 0	1 , 4 9 2
	航海速力	2 1 . 0 3	1 , 7 0 8
	最高速力	2 4 . 2 2	1 , 8 8 0

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

第9条 船長は、運航基準（不定期航路）第9条に定める海域を航行するときは、甲板上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

（特定航法）

第10条 船長は、運航基準（不定期航路）第10条に定める特定航法を遵守しなければならない。

（通常連絡等）

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着栈前、栈橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

運航基準

広島～尾道航路
(旅客不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 令和 6 年 2 月 2 6 日

改訂 令和 7 年 3 月 1 日

目 次

第 1 章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	1
第 3 章	船舶の航行・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、広島―尾道航路の高速船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
広島、元宇品、呉、大久野島、瀬戸田、尾道、三原、御手洗各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、次の予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ入港時までその回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが確認され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

視 程
800m 以下

5 船長は、前4項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
1500m 以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

視 程
800m 以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に定める条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置
- (運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準表等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力	機関回転数
SEA SPICA	微 速	1 3 . 5 3 ノット	1 , 1 8 4 rpm
	半 速	1 7 . 3 0	1 , 4 9 2
	航海速力	2 1 . 0 3	1 , 7 0 8
	最高速力	2 4 . 2 2	1 , 8 8 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、運航基準（不定期航路）第9条に定める海域を航行するときは、甲板上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船長は、運航基準（不定期航路）第10条に定める特定航法を遵守しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸前、岸橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

運航基準

尾道～広島航路
(旅客不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 令和 5 年 5 月 23 日

目 次

第 1 章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	1
第 3 章	船舶の航行・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、尾道―広島航路の高速船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
尾道、大久野島、天満、 元宇品、広島各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、次の予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ入港時までにはその回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが確認され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

視 程
800m 以下

5 船長は、前4項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
1500m 以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

視 程
800m 以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に定める条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置
- (運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準表等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力	機関回転数
SEA SPICA	微 速	1 3 . 5 3 ノット	1 , 1 8 4 rpm
	半 速	1 7 . 3 0	1 , 4 9 2
	航海速力	2 1 . 0 3	1 , 7 0 8
	最高速力	2 4 . 2 2	1 , 8 8 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、運航基準（不定期航路）第9条に定める海域を航行するときは、甲板上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船長は、運航基準（不定期航路）第10条に定める特定航法を遵守しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着栈前、栈橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

運航基準

広島～竹原航路
(旅客不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 令和 5 年 1 月 1 2 日
改訂 令和 5 年 1 月 2 5 日

目 次

第 1 章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	運航の可否判断・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3 章	船舶の航行・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、広島―竹原航路の高速船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
広島、元宇品、呉、御手洗 竹原、丸谷各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、次の予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ入港時までにはその回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが確認され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

視 程
800m 以下

5 船長は、前4項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
1500m 以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

視 程
800m 以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に定める条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置
- (運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準表等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力	機関回転数
SEA SPICA	微 速	1 3 . 5 3 ノット	1 , 1 8 4 rpm
	半 速	1 7 . 3 0	1 , 4 9 2
	航海速力	2 1 . 0 3	1 , 7 0 8
	最高速力	2 4 . 2 2	1 , 8 8 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、運航基準（不定期航路）第9条に定める海域を航行するときは、甲板上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船長は、運航基準（不定期航路）第10条に定める特定航法を遵守しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸前、岸橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

運航基準

広島～中田航路
(旅客不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 令和 4年12月 9日

改訂 令和 6年 2月26日

目 次

第1章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	1
第3章	船舶の航行・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、広島—中田航路の高速船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
広島、宮島、中田、呉、 秋月各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

- 2 船長は、発航前において、次の予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ入港時までにはその回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。
- 3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが確認され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

視 程
800m 以下

- 5 船長は、前4項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
1500m 以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

視 程
800m 以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に定める条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置
- (運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準表等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力	機関回転数
SEA SPICA	微 速	1 3 . 5 3 ノット	1 , 1 8 4 rpm
	半 速	1 7 . 3 0	1 , 4 9 2
	航海速力	2 1 . 0 3	1 , 7 0 8
	最高速力	2 4 . 2 2	1 , 8 8 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、運航基準（不定期航路）第9条に定める海域を航行するときは、甲板上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船長は、運航基準（不定期航路）第10条に定める特定航法を遵守しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着栈前、栈橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

運航基準

広島～三原航路
(旅客不定期航路)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成 令和 2 年 9 月 2 日

目 次

第 1 章	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	1
第 3 章	船舶の航行・・・・・・・・・・	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、広島―三原航路の高速船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
広島、元宇品、呉、丸谷、 大久野島、瀬戸田、三原、 御手洗各港	15m/s 以上	1.2m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、次の予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ入港時までその回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが確認され、又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

視 程
800m 以下

5 船長は、前4項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航行の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
15m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	1.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転・避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
18m/s 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
1500m 以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

視 程
800m 以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に定める条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置
- (運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路・変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は、気象、海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準表等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力	機関回転数
SEA SPICA	微 速	1 3 . 5 3 ノット	1 , 1 8 4 rpm
	半 速	1 7 . 3 0	1 , 4 9 2
	航海速力	2 1 . 0 3	1 , 7 0 8
	最高速力	2 4 . 2 2	1 , 8 8 0
はやしお	微 速	6 . 0 0 ノット	8 0 0 rpm
	半 速	1 2 . 0 0	1 , 2 0 0
	航海速力	2 2 . 0 0	1 , 8 0 0
	最高速力	3 2 . 0 0	2 , 1 7 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、運航基準（不定期航路）第9条に定める海域を航行するときは、甲板

上にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 船長は、運航基準（不定期航路）第10条に定める特定航法を遵守しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者との連絡は、通常は携帯電話によるものとする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した避泊地について、海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデーター等の資料を収集し、船舶その他の必要な箇所に備え付けなければならない。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、更に適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 運航管理者は、船長から避泊地選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後4時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に報告しなければならない。

5 前項の連絡が運航管理員になされた場合は、当該運航管理員は、直ちに当該船長からの連絡事項を運航管理者に報告しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着栈前、栈橋手前1,000m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「運航管理覚書き」及び「航海日誌」に記録するものとする。

作業基準

(フェリー)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成	平成13年 6月 1日
改訂	平成18年12月15日
改訂	平成22年 5月14日
改訂	平成23年 6月 1日
改訂	平成26年 2月 1日
改訂	平成28年10月 1日
最終改訂	令和 2年 9月 2日

目 次

第1章	目的	1
第2章	作業体制	1
第3章	危険物等の取扱い	1
第4章	乗下船作業	2
第5章	旅客の遵守事項等の周知	6

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、一般旅客定期航路事業の宇品～三高航路及び小用～呉中央航路のフェリーの作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置及び作業内容は、次の区分による。
なお、ランプドアの上げ下げ操作は、船橋において船長が実施する。

(1) 陸上作業員（1名）

- ①乗下船する旅客の誘導
- ②乗下船する車両の誘導
- ③離着岸時の綱取り綱放し
- ④乗船待機中の旅客及び車両の誘導

(2) 船内作業員（①③の作業を1名、②の作業を1名でそれぞれ実施する。）

- ①乗下船する旅客の誘導
- ②乗下船する車両の誘導
- ③離着岸時の綱渡し綱取込み

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業員は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者に報告すること。
- (2) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
- (3) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業員に指示し、船内作業員に連絡すること。
- (4) 船長は、運送を引き受けた危険物が車両に積載されているものである

ときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置が実施されていることを確認すること。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
 - （１）陸上作業員は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - （２）運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業員に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前２項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は、前項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第４章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

第４条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 陸上作業員は、乗船待ち車両を車種別、行き先別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 陸上作業員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増し固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車両については特に留意するものとする。
- 4 陸上作業員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは、車両の運転者に指示して積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業員は、車両の積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業員に連絡する。

（乗船準備作業）

第５条 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、乗船作業開始時刻を確認する。原則として、旅客及

び車両とも離岸 10 分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船開始時刻になったとき、陸上作業員及び船内作業員は、それぞれの作業配置について後、船内作業員が旅客及び車両の遮断を解く。
- 3 船内作業員は、ランプドアが確実に架設されていることを確認した後、陸上作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第 6 条 陸上作業員は、船内作業員の乗船開始の合図を受けた後、旅客を誘導して乗船させる。

- 2 船内作業員は、乗船した旅客を船内へ誘導する。
- 3 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を越えていないことを確認して、船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

第 7 条 陸上作業員は、船内作業員の積込み開始の合図を受けた後、車両を誘導して乗船させる。

- 2 陸上作業員は、車両をランプドア先端まで誘導し、船内作業員に当該誘導を引き継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
- 3 船内作業員は、乗船した車両の中に燃料漏れのをを発見した場合は船長に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
- 4 船内作業員は、陸上作業員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 5 船内作業員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(車両の積付け等)

第 8 条 車両の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 車両の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅 60 c m 以上の通路を船首尾方向に設けること。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1m 以上の通路を 1 条以上設けること。
- 2 船内作業員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。
 - (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くよう指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対しては必ず車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは、必要な範囲内で当該作業を認め

るものとする。

(車止め作業等)

第9条 船長は、船内作業員に対し、次の車両については車止めの実施を指示し、その他の車両(オートマチック車に限る)については、気象・海象の状況により、必要があると認めるときは、車止めの実施を指示する。

- ・トラック
- ・特殊自動車
- ・危険物積載車
- ・マニュアル車

2 船長は、航行中に気象・海象の状況により必要があると認めたときは、船内作業指揮者に対し、再点検及び車止めの増強等の実施を指示する。

3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

第10条 船内作業員は、搭載予定車両の積込みが終了したときは、直ちに車両積込み口に遮断索を張って車両の通行を禁止する。

2 船内作業員は、車両の積込みが終了したときは、航送旅客（第8条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

4 陸上作業員は、離岸時刻となったときは、乗客の乗船完了を確認した後、船内作業員と協力して旅客の通行を遮断する。

5 船内作業員は、旅客の通行が遮断された後、直ちに旅客乗込み口に遮断索を張る。

6 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第8条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

第11条 陸上作業員は、離岸準備作業完了後、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、栈橋上の状況が離岸に支障がないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、綱放しの位置につく。

2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障ないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸し、出港する。

3 陸上作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第12条 船内巡視は、別紙に定める実施要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を船内巡視記録簿に記録する。
（着岸準備作業）

第13条 陸上作業員は、船舶着岸前の十分余裕のある時期までに綱取り作業等に必要な準備を行う。
（着岸作業）

第14条 陸上作業員は、迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業員は、係留索の急緊張等により自身が危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第15条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法及び乗船通路等の保安に十分留意する。

（下船準備作業）

第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、前項の指示を受けたときは、車両区域の出入り口を解放し、陸上作業員と緊密な連帯のもとに下船通路を開放する。

3 第9条の規定により車両に車止めが実施されている場合は、船内作業員は、下船通路の開放を確認した後、車両の車止めを取り外す。

4 船長は、適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

（旅客の下船）

第17条 船内作業員は、旅客を誘導して下船させる。

（車両の陸揚げ）

第18条 船内作業員は、航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

（1）運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

（2）航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 船内作業員は、着岸後、航送旅客を誘導して乗車させる。

3 船内作業員は、車両の車止めを取り外す。

4 陸上作業員は、下船通路及びその付近の状況に異常のないことを確認した

後、通行止めを解き、船内作業員に陸揚げの合図をする。

5 船内作業員は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。

6 船内作業員は、車両をランプゲート上に停止させることのないように誘導する。

7 陸上作業員は、車両の陸揚げに際しては、下船通路及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保にあたる。

(下船の終了)

第19条 陸上作業員は、船内作業員から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、下船通路を閉鎖する。

2 陸上作業員及び船内作業員は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第20条 船内作業員及び陸上作業員は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長に報告する。

2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3 船長及び運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業員及び陸上作業員にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第21条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

(1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 車両は、乗下船時、徐行すること。

(3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割り込まないこと。

(4) 車両は、夜間乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。

(5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。

(6) 車両甲板は、航行中、立ち入りが禁止されていること。

(7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。

(8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第22条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

(1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項。

(2) 救命胴衣の格納場所、着用方法。

(3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

(4) 車両区域内における注意事項

(5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。

(6) その他旅客が遵守すべき事項。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

(別紙)

船内巡視実施要領（フェリー）

（巡視時刻）

第1条 船内巡視は、毎航海出港直後及び航海時間によりその中間に適宜行うものとし、異常の有無を確認するものとする。荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して第3条の巡視場所以外も巡視を行う。

（巡視者）

第2条 船長は、乗組員の中から予め巡視員を定め、巡視の目的、巡視場所又は巡視対象、巡視に当たって特に注意すべき事項及び異常を発見した場合の措置等について、十分教育を行っておくものとする。

（巡視場所、点検事項）

第3条 巡視は、下記の巡視場所又は巡視対象及び点検事項に留意して、巡視点検を行うものとする。

1	2	3	4	5	6	7	8
乗 客	車 両	車 両 甲 板	機 関 室	上 及 甲 び 客 室 板	船 首 階 段	船 尾 階 段	操 舵 室

—点検事項—

- (1) 火気の有無。
- (2) 可燃物（油、ペイント等）が放置されていないこと。
- (3) 通電した電気器具が放置されていないこと。
- (4) 油、ガス等の漏洩がないこと。
- (5) キナ臭さがないこと。
- (6) 非常脱出径路、非常出口等に物品が放置されていないこと。
- (7) 防火標識、禁止標識、方向標識等が完全であること。
- (8) 防火設備、救命設備等が完全であること。
- (9) 旅客に異常がないこと。
- (10) その他船内の設備、船体等に異常がないこと。

（異常があった場合の措置）

第4条 巡視にあたって異常を発見した場合には、必要な措置をとり、かつ、当該施設等の責任者に通報するものとする。急を要する場合であって、船長

の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、すみやかに船長に報告する。

(巡視記録)

第5条 巡視者は、巡視終了ごとに船内巡視記録簿に記録し、船長に報告するものとする。

作業基準

(高速船)

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成	平成13年	6月	1日
改訂	平成23年	6月	1日
改訂	平成25年	4月	1日
改訂	平成27年	10月	1日
最終改訂	令和2年	9月	2日

目次

第1章	目的	1
第2章	作業体制	1
第3章	危険物等の取扱い	1
第4章	乗下船作業	2
第5章	旅客の遵守事項等の周知	4

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、一般旅客定期航路事業の宇品～高田・中町航路、宇品～宮島航路、宇品～小用航路及び小用～呉中央航路並びに一般旅客不定期航路事業の広島～三原航路の高速船の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置及び作業内容は、次の区分による。

(1) 陸上作業員 (1名)

- ①乗下船する旅客の誘導
- ②離着岸時の綱取り綱放し
- ③タラップ等の操作
- ④乗船待機中の旅客の誘導

(2) 船内作業員 (1名)

- ①乗下船する旅客の誘導
- ②離着岸時の綱渡し綱取込み
- ③タラップ等の操作

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業員は、危険物運送の申し込みがあったときは、直ちに当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者に報告すること。
- (2) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
- (3) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業員に指示し、船内作業員に連絡すること。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
 - （１）陸上作業員は、刀剣等の運送の申し込みがあったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - （２）運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指員に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前２項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は、前項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第４章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客の整理）

第４条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

（乗船準備作業）

第５条 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船に関し十分な打合せを行い、乗船作業開始時刻を確認する。

- 2 船内作業員は、タラップ等が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業員に乗船開始の合図をする。
- 3 陸上作業員は、船内作業員の合図を受けた後、旅客を誘導して乗船させる。
- 4 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導し、船内作業員は乗船口から船内に誘導する。
- 5 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を越えていないことを確認して、船長にそれぞれ報告する。

（離岸準備作業）

第６条 陸上作業員は、原則として離岸時刻となったときは、乗客の乗船完了を確認した後、船内作業員と協力してタラップ等を収納する。

- 2 船内作業員は、タラップ等が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

第7条 陸上作業員は、離岸準備作業完了後、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、栈橋上の状況が離岸に支障がないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、綱放しの位置につく。

2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障ないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸し、出港する。

3 陸上作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第8条 船内巡視は、別紙に定める実施要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を船内巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第9条 陸上作業員は、船舶着岸前の十分余裕のある時期までに綱取り作業等に必要な準備を行う。

(着岸作業)

第10条 陸上作業員は、迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業員は、係留索の急緊張等により自身が危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業員は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第11条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法及びタラップの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第12条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、前項の指示を受けたときは、陸上作業員と協力してタラップを架設し、舷門を開放する。

3 船長は、適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第13条 船内作業員は、タラップの架設が完了したことを確認した後、旅客を誘導し下船させる。

(下船の終了)

第14条 陸上作業員は、船内作業員から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、タラップの通行を遮断する。

2 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第15条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項。
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法。
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。
- (5) その他旅客が遵守すべき事項。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

(別紙)

船内巡視実施要領（高速船）

（巡視時刻）

第1条 船内巡視は、毎航海出港直後及び航海時間によりその中間に適宜行うものとし、異常の有無を確認するものとする。荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して第3条の巡視場所以外も巡視を行う。

（巡視者）

第2条 船長は、乗組員の中から予め巡視員を定め、巡視の目的、巡視場所又は巡視対象、巡視に当たって特に注意すべき事項及び異常を発見した場合の措置等について、十分教育を行っておくものとする。

（巡視場所、点検事項）

第3条 巡視は、下記の巡視場所又は巡視対象及び点検事項に留意して、巡視点検を行うものとする。

1	2	3	4	5
乗 客	後 部 客 室	前 部 客 室	機 関 室	操 舵 室

—点検事項—

- （1）火気の有無。
- （2）可燃物（油、ペイント等）が放置されていないこと。
- （3）通電した電気器具が放置されていないこと。
- （4）油、ガス等の漏洩がないこと。
- （5）キナ臭さがないこと。
- （6）非常脱出径路、非常出口等に物品が放置されていないこと。
- （7）防火標識、禁止標識、方向標識等が完全であること。
- （8）防火設備、救命設備等が完全であること。
- （9）旅客に異常がないこと。
- （10）その他船内の設備、船体等に異常がないこと。

（異常があった場合の措置）

第4条 巡視にあたって異常を発見した場合には、必要な措置をとり、かつ、当該施設等の責任者に通報するものとする。急を要する場合であつて、船長

の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、すみやかに船長に報告する。

(巡視記録)

第5条 巡視者は、巡視終了ごとに船内巡視記録簿に記録し、船長に報告するものとする。

事故処理基準

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成	平成 13 年	6 月	1 日
改訂	平成 23 年	6 月	1 日
改訂	平成 27 年	10 月	1 日
改訂	平成 28 年	10 月	1 日
改訂	令和 2 年	4 月	1 日
改訂	令和 2 年	9 月	2 日
改訂	令和 5 年	3 月 20 日	
改訂	令和 5 年	5 月 10 日	
最終改訂	令和 5 年	8 月 28 日	

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	事故等発生時の通報	1
第 3 章	事故の処理等	4
第 4 章	非常対策本部の設置等	6

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶にかかる事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

(1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)

(2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。

(3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。

(4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

(5) 前項(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態
(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

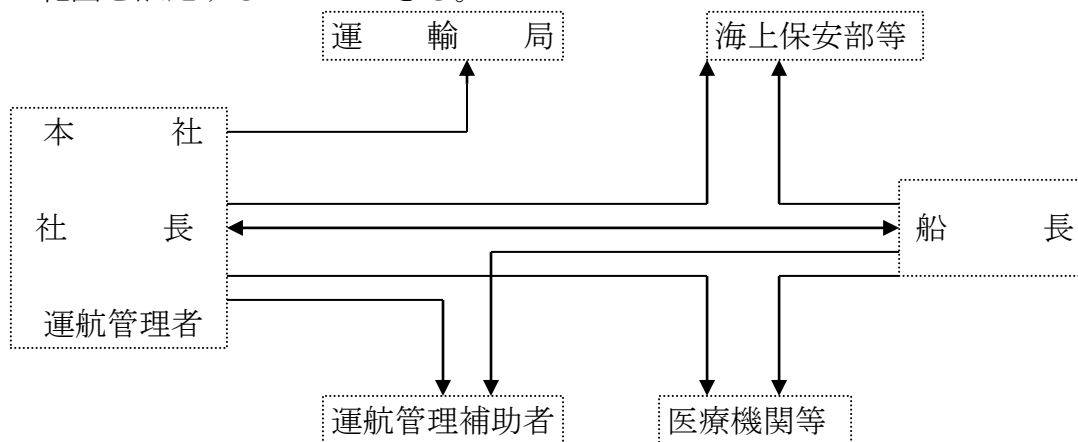
第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の海上保安官署等への連絡は、別表「非常時連絡表」により最寄の海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む。)又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。また、非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容に

よっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



（非常連絡事項）

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分によって行うものとする。

（1）事故全体に共通する事項

①船名 ②日時 ③場所 ④事故等の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否 ⑦当時の気象・海象

（2）事故等の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器、車両（フェリーの場合）等の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④油流出の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先等） ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮および波浪の影響 ④船体、機器、車両（フェリーの場合）等の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項）

		⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦油流出の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火 災	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器、車両（フェリーの場合）の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸 水	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器、車両（フェリーの場合）の損傷の程度 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦油流出の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人、 傷害、暴行等 の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況等
f	人身事故（行 方不明を除 く。）	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員 等の行方不 明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事 故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況

i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況
---	--------	-----------------------------------

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故に対する早急な救護
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者が取るべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

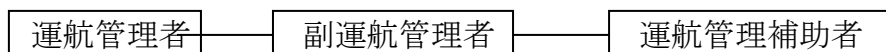
- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置

(7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表



2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

3 事故処理組織の要員として指名されたものは、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立するまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引き継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常時連絡表」により最寄の医者との連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署との連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の調査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

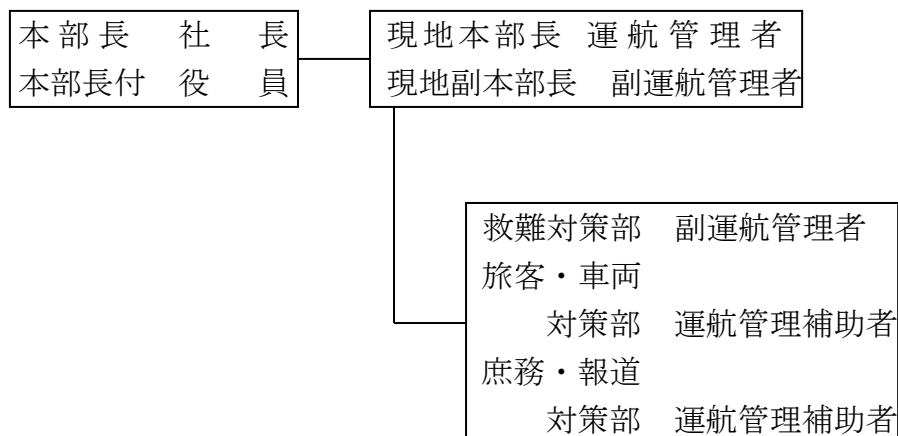
委員長	社長
副委員長	運航管理者（社長が運航管理者を兼ねる場合は、委員長が副委員長兼務とする。）
委員	副運航管理者 運航管理補助者

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

非常対策本部



(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は、次のとおりとする。

1. 本社本部員の職務

本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮、監督する。
本部長付	本部長付は、本部長の定める事故処理の基本方法に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮を取れない場合は、その職務を代行する。
対策員	対策員は、本部長の命を受け、所轄の事故処理業務を実施する。

2. 現地本部員の職務

現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部を指揮して現地における事故処理業務を統括し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
-------	---

現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合には、その職務を代行する。
現地対策員	前項「対策部員」の職務に同じ。

3. 各対策部の所掌

救難対策部	①事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ②救難計画の立案及び実施に関すること。 ③船長への連絡及び指示に関すること。 ④関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤その他救難に必要な事項に関すること。
旅客車両対策部	①旅客名簿の作成に関すること。 ②被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 ③被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ④死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑤被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。 ⑥欠航便の旅客処理に関すること。 ⑦運賃の払い戻しに関すること。 ⑧旅客に係る補償に関すること。 ⑨その他旅客対策に関すること。 ⑩車両、貨物、手小荷物のリストの作成に関すること。 ⑪車両、貨物、手小荷物の損傷及び紛失の状況の把握に関すること。 ⑫車両、貨物、手小荷物の引渡しに関すること。 ⑬車両、貨物、手小荷物に係る保証に関すること。 ⑭その他貨物対策に関すること。

庶務報道対策部	①各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事。 ②被災者の近親者等への事故情報の提供に関する事。 ③報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事。 ④その他の事故に係る広報に関する事。 ⑤対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関する事。 ⑥見舞い及び弔意に関する事。 ⑦本部の経理に関する事。 ⑧本部要員の健康管理に関する事。 ⑨その他庶務に関する事。
----------------	---

地震防災対策基準

瀬戸内シーライン株式会社

原本作成	平成 2 1 年	6 月	1 日
改訂	平成 2 3 年	6 月	1 日
改訂	平成 2 5 年	4 月	1 日
改訂	平成 2 7 年	3 月	6 日
改訂	平成 2 7 年	1 0 月	1 日
改訂	平成 2 8 年	1 0 月	1 日
改訂	平成 2 9 年	1 2 月	2 5 日
最終改訂	令和 5 年	8 月	2 8 日

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	防災体制及び情報伝達	1
第 3 章	点検及び整備	3
第 4 章	運航中止及び避難等	4
第 5 章	教育、訓練及び広報	5

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

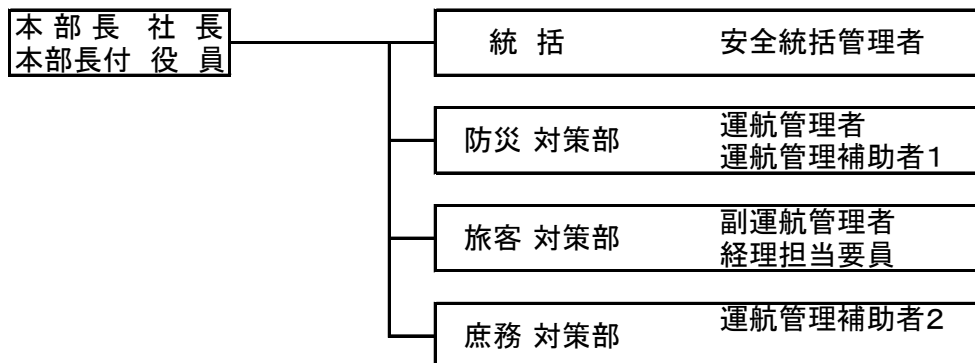
- (1) 呉中央～小用航路
- (2) 宇品～小用航路
- (3) 広島～宮島航路
- (4) 宇品～高田・中町航路
- (5) 宇品～三高航路

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策本部の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとし、その組織及び編成は次のとおりとする。

地震防災対策本部



(対策本部の要員の職務)

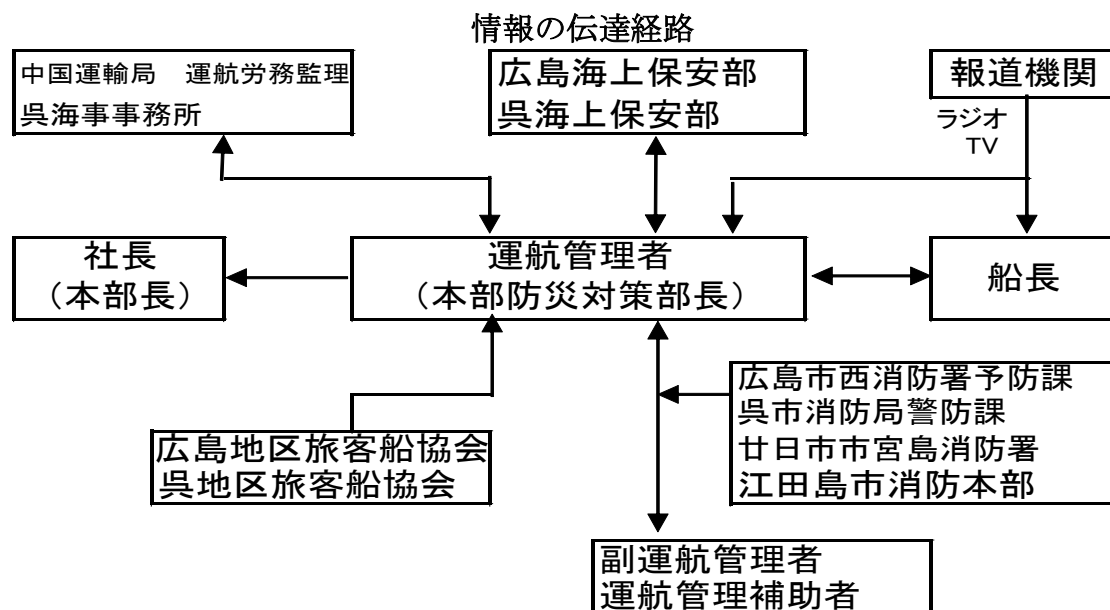
第5条 対策本部の要員の職務は、以下のとおりとする。

職 名	職 務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ、本社、支社等の対策の実施につき地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、支社等での対策につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
統 括	統括する者は、対策組織の設置、解散及び社内への通知、組織の総括事務、調整のための会議（調整会議）並びに各種情報の収集、整理、報告、記録等の管理業務を統轄し、各対策部を指揮・監督する。
防災対策部	1、地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2、使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3、船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部	1、乗船待合室の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2、市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3、その他旅客の応急救護等、旅客の安全を確保し混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部	1、地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2、社屋その他の使用施設の防災措置を行う。

- 2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社に集合するものとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、以下のとおりとする。



(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社の旅客対策部長及び船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

2 船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合においても、上記の点検等に係る措置をとるものとする。

第4章 運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。

ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中又は直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 前条の規定に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い(乗下船の必要性等。以下同じ)を判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)又は(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

(1) 概ね広島港又は呉港沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ津波による被害の恐れのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

(2) 小用港、切串港、宮島港又は広島港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあつては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 津波警報等が発令されていないこと。

ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと。

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であつて、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは、避難要領については、市町村の定めるところの避難要領によるものとする。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに本社防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。

また、防災対策部長は、これを中国運輸局呉海事事務所、呉海上保安部、呉市消防局その他の関係機関へ通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中、津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中、津波が来襲すると振れ回りや走錨による他船との接触、乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により、運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合には、これが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等、運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により、旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、前条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。

この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、自社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

(1) 地震等に関する情報の収集及び伝達

(2) 従業員、旅客等の避難に関する事項

(3) 旅客に対する広報

(4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 運航管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(別添1) 呉港、小用港、切串港、宮島港、元宇品港、宇品港、高田港、中町港及び三高港における避難場所・避難経路図

(別添2) 各航路図